平成２４年度栃木県薬物依存症対策事業（概要）

薬　務　課

（目的）

本事業は、薬物乱用者に、薬物の再乱用を防止するための教育（以下「プログラム」という。）を実施することにより猛省を促し、薬物に依存しない生活習慣を習得させ、また、その他必要な措置を講じることにより、薬物乱用者及びその家族等の保健衛生上の危害を防止することを目的とする。

（栃木県薬物依存症対策推進委員会）

栃木県薬物依存症対策推進計画の策定、薬物依存症対策による効果の検証等を行うため、標記委員会を開催する。

（再乱用防止教育事業）

1　栃木県薬物再乱用防止教育事業（以下「教育事業」という。）は、特定非営利活動法人栃木ＤＡＲＣ（以下「栃木ダルク」という。）に委託して行うものとする。

2　教育事業の対象は、覚せい剤、麻薬、大麻、あへんなど不正薬物（以下「不正薬物等」という。）の乱用者であって、自ら不正薬物の乱用を止める意思を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「受講者」という。）とする。

(1) 初犯者等で執行猶予付き判決が見込まれる者で、家族等が協力的で教育事業にその理解が得られる者

(2) 健康福祉センター、宇都宮市保健所及び精神保健福祉センター（以下「センター等」という。）の薬物相談窓口事業等において薬物相談を行った者で、薬物乱用者本人に前科がなく、家族等が協力的で教育事業にその理解が得られる者

(3)　前各号に掲げるほか、薬務課が特に必要と認める者

3　プログラムは契約期間中に 60 回実施し、実施場所は、県内３カ所の次に掲げるとおりとする。ただし、受講者の人数等により変更する場合もあるものとする。

(1) 県央地区は、宇都宮市東市民活動センター（宇都宮市中今泉 3 丁目 5 番 1 号）

(2) 県南地区は、栃木市栃木公民館（栃木市日ノ出町 14-36）

(3) 県北地区は、那須塩原市西那須野公民館（那須塩原市太夫塚 1-194-78）

4　プログラムの実施時間は、原則、次に掲げるとおりとする。なお、初回受講者は、開始前３０分間の研修を受けるものとする。

(1) 県央地区は、第１、第３土曜日の午後１時３０分から午後３時００分までと
　　第４水曜日、午後７時３０分から午後９時００分まで

(2) 県南地区は、第２水曜日、午後７時３０分から午後９時００分まで

(3) 県北地区は、第４金曜日、午後７時３０分から午後９時００分まで

5　受講者は、教育事業に随時参加可能であるが、１０回のプログラムを修了した時点で、別に定めるアンケートを県に提出するものとする。

6　受講者は、精神保健福祉センターにおいて、任意で定期的に尿検査を受けることができるものとする。（今年度中に各広域健康福祉センターにおいても尿検査実施予定）

（相談事業）

薬務課及びセンター等に設置する薬物相談窓口において、薬物相談受理マニュアルに基づき相談事業を実施する。

（家族会事業）

1　薬務課又はセンター等は、受講者の家族に精神保健福祉センター又は栃木ダルク等が主催するいわゆる家族会を紹介するなどして、家族の精神的な支援を行うものとする。

2　家族会は、原則、精神保健福祉センターで行うものとし、実施時間は、第２火曜日、午後１時３０分から午後３時３０分までとする。

（経過観察指導事業）

受講者は、プログラム修了後、定期的に薬務課等による経過観察指導を受けるものとする。

（向精神薬過量服薬対策調査研究）

向精神薬の過量服薬に対し、有効な対策を講ずるため、保険者等の協力を得ながら、過量服薬者の実態調査を行う。